

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人BLP-Network（以下「当法人」という。）の役員報酬等及び費用（第2条で定義される。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。

(2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり300万円を超えない範囲で、社員総会において定める。ただし、社員総会において各事業年度に全理事に支給する上限額を定め、具体的な配分については理事の合議に一任することを妨げない。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員に対する報酬等は、想定稼働時間を踏まえて別途理事の合議で決定した金額を翌月末までに、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振り込みにかかる費用は当法人が別途負担するものとする。

(費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第7条 この規程の改定は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が社員総会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年5月15日から施行する。（令和6年5月15日社員総会決議）